事 務 連 絡 平成21年4月3日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について (中国産食品)

標記については、平成20年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、自主検査から検査命令への変更に伴い、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

製造者名: GUIZHOU LEEFENG HEALTH PRODUCTS CO., LTD.

<違反事例1>

品 名:乾燥とうがらし (DRIED CHILLI)

輸入者:八木通商 株式会社

輸出者: GUIZHOU LEEFENG HEALTH PRODUCTS CO., LTD.

届出数量及び重量:340カートン、3,400 kg

検査結果:放射線照射検知(基準:照射してはならない)

届出先:名古屋検疫所

違反確定日:平成20年10月2日

措置状況: 積戻し済み

<違反事例2>

品 名:乾燥とうがらし(DRIED CHILLI)

輸入者:八木通商 株式会社

輸出者: GUIZHOU LEEFENG HEALTH PRODUCTS CO., LTD.

届出数量及び重量:340カートン、3,400 kg

検査結果:放射線照射検知(基準:照射してはならない)

届出先:名古屋検疫所

違反確定日:平成20年11月12日

措置状況:積戻し済み